	総務文教委員会付託分												
陳情 番号	陳情名	肥後 孝俊	大谷 学	三浦大紀	芦谷 英夫	永見 利久	佐々木 豊治	西田清久	反対理由				
第 53 号	(仮称) 長沢サブセンター建設 に係る陳情について	0	0	0	0	長	0	0					
	浜田市庁舎管理規則第7条第14号に規定する別に定めるものを定める要綱の第2条(1)(2)について、適用除外が必要な理由等の説明を求める陳情について	0	0	0	0	長	0	0					
第 55 号	浜田市の重要な計画にわかりや すいKGIの設定の検討を求める陳 情について		0	0	0	長	0	0					
第 56 号	浜田市の郷土資料館の資料についてデジタル化の具体的な検討を求める陳情について		0	0	0	長	0	0					
第 62 号	元職員の処分隠ぺいの可能性に ついて、「白」明言の検討を求 める陳情について		×	×	×	×	0	0	(大谷委員)現在は市の職員ではないため市の権限が及ばないため。 (三浦副委員長)執行部の見解が変わっていない。議会としてこれ以上の対応は難 しいと考えるため。 (芦谷委員)市長として下された処分であり、既に確定している事案で陳情に適さな い。 (永見委員長)議会として続けるのが難しいと思うため。				

	産業建設委員会付託分												
陳情 番号	陳情名	沖田真治	川上 幾雄	串﨑 利行	上野 茂	布施 賢司	田畑敬二	牛尾 昭	反対理由				
第 52 号	生湯4-1町地内における出水対策 の陳情について	0	長	0	0	0	0	×	(牛尾委員)陳情の意味は分かるが、原因者がおられるということなので反対せざる を得ない。				
	60億円で建てた「荷さばき所」 をJF、漁協に適正家賃の検討を してほしいという陳情について	0	長	0	0	×	0	×	(布施委員)休漁や不漁もあり、家賃を出すとJFの経営が悪化する可能性がある。 契約時に家賃を取るということにはしていない。途中から家賃を取るのはなじまない。 (牛尾委員)浜田港は特定第三種漁港13港のひとつであり、水産庁が順番に高度 衛生管理型を整備するのに、JFには負担が大きすぎるので浜田市が受けざるを得なかった。国が食糧の安全保障のために特三漁港を整備したのだから港を使うのに家賃を取るのはなじまない。また建築工事の議決の時に家賃を取るというのは条件に入れていなかった。				

議会運営委員会付託分												
陳情 番号	陳情名	肥後 孝俊	三浦大紀	沖田真治	足立豪	川上 幾雄	柳楽 真智子	串﨑 利行	小川 稔宏	布施 賢司	牛尾 昭	反対理由
第 57 号	公務における公人名は、陳情に おいても氏名を黒消しにするべ きではないという陳情について	0	0	0	0	0	0	0	×	長	×	(小川委員)議会運営上の必要性からの黒塗りのため。 (牛尾委員)前回不採択のため。
第 58 号	●●議員が●●元議員に暴行の件で、少なくとも現場検証が行われた程度の記録は残す(文書主義)という陳情について		×	×	×	0	×	×	×	長	除	(三浦委員)対象となっている事案が過去の事件のため。 今後は記録することを求める。 (沖田委員)過去に遡って記録を残すことは難しいと考えるため。 (足立委員)過去に遡って記録を作成することはできないため。ただし、今後は規則等にそって適正な事務処理を行う。 (柳楽副委員長)過去に遡っての記録は難しいため不採択とするが、今後は市の文書処理に基づいた対応を検討するという意見を付す。 (串﨑委員)過去に遡っては難しいため。 (小川委員)重要事項は残されており、前回同様の趣旨。
第 60 号	議会に対する質問に対しては 「浜田市協働のまちづくり推進 条例」が機能するかどうか検討 してもらいたいという陳情につ いて	0	×	×	×	0	×	×	×	長	×	(三浦委員)議会基本条例にのっとって活動するものと考えるため。そこにも説明責任を果たすものとある。 (沖田委員)議会基本条例に沿って行動するものであると考えるため。 (足立委員)議員は議会基本条例に基づき、市民に対して説明責任を果たすようになっている。今後も変わらずわかりやすい説明をしていくべき。 (柳楽副委員長)協働のまちづくり推進条例では市の対応になっているため。 (串﨑委員)受け取り方でいろいろと個々の考え方がある。議員の説明責任は、議会基本条例による。 (小川委員)件名と内容がマッチしていない。 (牛尾委員)お門違いのため。
第 61 号	ネットが炎上しているので、何 とかしてほしいという陳情につ いて		×	×	×	×	×	×	×	長	×	(肥後委員) オンターネット上での話で、議会で取り扱えることではないため。 (三浦委員) 執行部の見解が変わっていない。議会としてこれ以上の対応は難しいと考えるため。 (沖田委員) 願意を実現することは難しいと考えるため。 (足立委員) 執行部の回答に現状変化がないため、現時点ではどうしようもできないため。 (川上委員) 陳情の趣旨は理解できるが、当案件はネット上のことであり、市が介在できるものでなく、議会が扱うべきものでないことが明確なため。 (柳楽副委員長) 議会として対応できる案件ではないため。 (申﨑委員) 執行部の返答は変わらない。議会として、これ以上の対応は難しいため。 (小川委員) 全く筋違い、お門違いの内容である。 (牛尾委員) お門違いのため。